

25 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 地びき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

地びき網漁業

(2) 操業区域

漁業根拠地ごとに、次に掲げる操業区域のうち、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意があった共同漁業権漁場

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第1号共同漁業権漁場
小浜	第3号、第5号共同漁業権漁場
小名浜	第5号共同漁業権漁場
江名町	第8号共同漁業権漁場
豊間	第9号共同漁業権漁場
沼之内	第11号共同漁業権漁場
四倉	第13号共同漁業権漁場
久之浜	第15号共同漁業権漁場
富熊	第17号共同漁業権漁場
請戸	第19号共同漁業権漁場
鹿島	第21号共同漁業権漁場
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場

(3) 漁業時期

毎年6月1日から9月30日まで

- (4) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2ヶ続以上の申請があったとき。
(2) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
2 地びき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和50年8月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。